

# 商工「すど

# かわら版

第189号  
小須戸  
商工会

〔3月の  
花  
ボケ〕



## 「小規模事業者持続化補助金」の 公募が開始されました

国の平成二十七年補正予算事業として、昨年に引き続き実施されることとなりました。標記補助金について、二月二十六日より公募が開始されましたのでご案内致します。

### 【概要】

小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組み費用の三分の二を補助します。商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

※小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む小規模事業者（会社および個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が二十人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については五人以下）の事業者です。

【補助上限額】  
五十万円

※補助対象経費七十五万円の支出の場合、その三分の二の五十万円を補助します。補助対象経費九十万円の支出の場合には、その三分の二は六十万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である五十万円となります。

但し、以下の場合には、補助上限額が百万円に引き上がります。

- ① 雇用を増加させる取り組み
- ② 弱い物弱者対策の取り組み
- ③ 海外展開の取り組み

また、原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が百万円〜五百万円となります（連携する小規模事業者数により異なります）。

### 【昨年度との主な改正点】

- ① 取組内容として新たに「海外展開に取り組む事業」（補助上限額百万円）を追加。「従業員の処遇改善に取り組む事業」については補助上限額五十万円に変更。

② 補助対象事業に販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組を追加（業務効率化の取組のみの場合は、補助対象外）。

### 【取組事例のイメージ】

- ・ 新商品を陳列するための棚の購入
- ・ 新たな販促用チラシの作成、送付
- ・ 新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）

- ・ 新たな販促品の調達、配布
- ・ ネット販売システムの構築（他者の運営するインターネットショップ）
- ・ ピングモールの出品・利用料等は補助対象となりません。）

- ・ 国内外の展示会、見本市への出展商談会への参加
- ・ 新商品の開発

- ・ 商品パッケージ（包装）のデザイン改良（製作する場合、事業期間中にサンプルとして使用した量に限りません。）
- ・ 新商品の開発にあたって必要な図書の新購入

- ・ 新たな販促用チラシのポスティング
- ・ 国内外での商品PRイベントの実施

- ・ ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・ （弱い物弱者対策事業において）移動販売車両の導入による移動販売出張販売
- ・ 新商品開発に伴う成分分析の依頼
- ・ 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）

※不動産の購入に該当するものは不可。

### 【日程】

1. 公募締切  
平成二十八年五月十三日（金）
2. 採択公表  
平成二十八年七月上旬（予定）
3. 事業終了
4. 実績報告期限  
平成二十八年十二月三十一日（土）

事業完了（補助対象経費の支払いを含む）した後、三十日を経過する日、または平成二十九年一月十二日（木）のいずれか早い日

### 【申請方法】

申請書等は、新潟県商工会連合会HPからダウンロードできます。

<http://www.shinsyoren.or.jp/>

（裏面に続く）

また、申請に際しましては、商工会の確認が必要となりますので、お問い合わせください。

**「労働保険」年度更新手続きの「準備を！」**

商工会に「労働保険」の事務委託をされている会員事業所にあつては、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための手続きとして「年度更新」が必要です。

労働保険の保険料計算は、毎年四月から翌年三月までの一年間に従業員に支払った給料額や建設業等の労災保険にあつては、同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付していただくこととなります。

今月末が年度末となりますので、関係書類（従業員給料の賃金台帳や工事の請負契約書等）の作成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」のための保険料の申告手続きに関する書類については、月末に商工会より送付いたします。

**まもなく平成二十七年分 確定申告・納付期限です**

まもなく所得税・消費税の確定申告・納付期限となります。お済みでない方はお急ぎください。

**・所得税**

平成二十八年三月十五日(火)

**・個人事業者の消費税・地方消費税**

平成二十八年三月三十一日(木)

※振替納税ご利用の場合、所得税の振替日は四月二十日(水)、消費税・地方消費税の振替日は四月二十五日(月)です。

**「無料法律相談」開催のお知らせ**

弁護士による無料法律相談会を左記のとおり開催いたします。商売に関らず、どのようなことでも相談に応じますので活用ください。

**【日時】**

平成二十八年四月四日(月)

午前十時～十二時まで

※一組三十分まで

**【相談員】**

兒玉 武雄 弁護士

**【会場】**

小須戸商工会館

相談には事前の予約が必要です。商工会までお申し込みください。

**(公財) 新潟市産業振興財団の各種補助金の案内(予告)**

公益財団法人新潟市産業振興財団(通称・新潟IPC財団)では各種支援事業を行っています。今後募集が開始される各種補助金について、紙面の都合上一部となりますが、ご紹介いたします。なお、内容については予告なく変更される場合がありますのでホームページ等でご確認ください。

**【試作品チャレンジ補助金】**

新たなビジネスチャンス獲得を目指して行うものづくり分野での試作に最大二十万円を補助します(補助率三分の二)。

募集期間は平成二十八年三月十五日(火)から平成二十八年四月十五日(金)まで。

**【技術開発補助金】**

自社が抱える課題の解決につながり、自社の利益に結びつく技術開発に最大五十万円補助します(補助率三分の二)。

募集期間は平成二十八年四月一日(金)から平成二十八年四月二十八日(木)まで。

**【ものづくり新販路開拓補助金】**

自社商品または自社の加工技術のプロモーション活動に最大二十万円補助します(補助率三分の二)。

募集期間は平成二十八年三月十五日(火)から平成二十八年四月十五日(金)まで。

**【見本市出展補助金】**

新商品・新技術のPRを行うための出展経費を国内二十万円、海外四十万円まで補助します(補助率三分の二)。

募集期間は平成二十八年四月一日(金)から平成二十八年四月二十八日(木)まで。

**【お申し込み・お問い合わせ先】**

(公財) 新潟市産業振興財団

ビジネス支援センター

〒951-8061

新潟市中央区西堀通六番町

八六六番地 NEX T21 十二階

電話: 〇二五・二二六・〇五五〇

メール: info@nigata-ipc.or.jp

ホームページ

http://nigata-ipc.or.jp/